

久納会計ニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

令和7年度税制改正について

☆ 今年も一年間ありがとうございました。
12月28日(土)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月6日(月)より営業いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

12月20日に令和7年度の税制改正大綱が発表されました。所得税の非課税枠である「103万円の壁」を「123万円の壁」にする減税措置がなされる一方で、法人税に関しては増税となる防衛特別法人税が創設されるという方針が発表されました。

1. 「103万円の壁」が「123万円の壁」へ

今回の税制改正では約30年続いた所得税の非課税枠である年間給与所得103万円を123万円とする控除額の見直しがなされ、2025年より適用されます。基礎控除額は48万円から58万円へ、給与所得控除は55万円から65万円に引き上げとなりました。

基礎控除額は増額になりましたが、高額所得者には適用がありません。下表の通り、合計所得が2,350万円を超えると減額が始まり、2,500万円を超すとゼロになります。

合計所得	基礎控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円から2,400万円以下	48万円
2,400万円から2,450万円以下	32万円
2,450万円から2,500万円以下	16万円
2,500万円を超える	0円

なお、基礎控除額、給与所得控除額の増額は2025年の源泉徴収税額には反映されず、年末調整で対応することとなっています。

① 配偶者控除、扶養控除の適用を受ける方への影響

現状ではアルバイトやパート等の年間給与収入が103万円以下であれば配偶者・扶養控除が適用されていましたが、改正により年間給与収入123万円以下まで控除が適用可能となります。

② 年収123万円を超えている方への影響

現行と比較して基礎控除10万円と給与所得控除10万円を引き上げていますので、元々年収123万円を超えていた方には減税の恩恵があります。

ただし、住民税に関しては2026年度分から給与所得控除のみ10万円の引き上げとなっていますので、給与収入が年123万円の場合、所得税はゼロですが、住民税は課税されますので注意が必要です。

2. 特定親族特別控除の新設（2025年施行）

年齢19歳以上から23歳未満の親族等を扶養する場合で、その扶養親族の年間給与収入が123万円(現行103万円)を超えた場合でも、これまで受けられなかった扶養控除を受けられるようになります。控除額は下記の通りです。

親族の年間給与収入	控除額
150万円以下	63万円
150万円超155万円以下	61万円
155万円超160万円以下	51万円
160万円超165万円以下	41万円
165万円超170万円以下	31万円
170万円超175万円以下	21万円
175万円超180万円以下	11万円
180万円超185万円以下	6万円
185万円超188万円以下	3万円
188万円超	0円

これまでは、子供さんのアルバイト収入が103

万円を超すと突然（？）特定扶養控除額63万円がなくなり、ご両親にとって大変な痛手でした。今回の改正で、まるまる63万円の控除を受けられる給与収入が150万円に大幅にアップすることと、150万円を超えた場合の控除額の減少が段階的になったことは、19歳以上23歳未満のお子さんをお持ちの家庭にとっては朗報と言えるのではないのでしょうか。

3. 確定拠出年金の掛金限度額の引き上げ

老後に向けた資産形成を促進するため、確定拠出年金の掛金限度額が増額となります。それぞれの限度額は以下の通りです。

① 個人型の場合

i 国民年金のみの加入者 月額7.5万円（現行6.8万円）

ii 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付年金の掛金相当額及び企業型家庭拠出年金の掛け金額を控除した金額（現行2.0万円）

iii 企業年金未加入者 月額6.2万円（現行2.3万円）

② 企業型の場合

i 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円（現行5.5万円）

ii 確定給付年金制度の加入者 月額6.2万円（現行5.5万円）から確定給付年金の掛金相当額を控除した金額

③ 国民年金基金の掛金上限は月額7.5万円（現行6.8万円）となります。

4. 防衛特別法人税の創設

2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。算出方法は（法人税額－500万円）×4% となります。例えば、中小企業者等、2,500万円の課税所得である場合の防衛特別法人税は5,700円となります。

$(800万円 \times 15\% + (2,500万円 - 800万円) \times 23.2\% - 500万円) \times 4\% = 5,700円$ （百円未満切り捨て）

防衛特別法人税は基礎控除額500万円が設けられているので、中小企業者の場合だと課税所得2,437万円以下であれば発生しない税金となります。

所得税については、引き続き検討するとされています。

5. 中小企業の法人税の軽減税率（期限延長）

中小企業では課税所得が800万円以下の部分について、法人税率が15%という軽減税率が適用されます。この制度が2年間延長になりました。しかし、課税所得が10億円以上となった場合は、軽減税率は15%ではなく17%となる改正が行われます。

6. 中小企業経営力強化税制（期限延長）

こちらも2年間延長となりました。ただし、いわゆるB類型に関しては、投資利益率が従来5%以上である設備とされていましたが、7%以上の投資利益率が必要と条件が少々厳しくなりました。

7. 子育て世代に対する政策税制

令和6年限りの措置として対応した住宅ローン控除の拡充は令和7年まで延長となりました。

2026年分の所得税より23歳未満の扶養親族がある場合には、新生命保険料控除を4万円から6万円を限度として上乗せ措置が講じられます。ただ、保険料控除の合計適用額は12万円から変更されませんので枠がいっぱいの方は影響がありません。

8. その他

下記の規定が2年間延長となります。

① 中小企業投資促進税制（生産性向上設備の特別償却）

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

以上